

第3期日進市国民健康保険特定健康診査実施計画

(素案)

2018年度～2023年度

(平成30年度～平成35年度)



平成30年●月

日進市

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・背景..... 1
- 2 計画の期間..... 2

第2章 達成しようとする目標

- 1 目標値..... 3

第3章 対象者数

- 1 特定健康診査..... 4
- 2 特定保健指導..... 4

第4章 実施方法

- 1 特定健診の実施内容..... 5
- 2 特定保健指導の実施内容..... 8
- 3 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法等..... 11
- 4 年間スケジュール等..... 11

第5章 個人情報の保護

- 1 個人情報保護対策..... 12
- 2 データの保管と管理体制..... 12

第6章 公表・周知

- 1 公表方法..... 13

第7章 評価・見直し

- 1 評価方法..... 14
- 2 評価指標..... 14
- 3 評価・見直し..... 14
- 4 評価時期..... 14

第8章 その他

- 1 関係各課との連携..... 15
- 2 事業主からの健診データの受領方法..... 15

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

わが国は、高齢化の急速な進展と高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加するなど、国民医療費の約3分の1を生活習慣病が占めています。また、死亡原因でも生活習慣病が約6割を占めていることから、生活習慣の改善への取組が重要となっています。

その中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、また、その発症前の段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる者と予備群と考えられる者を合わせた割合は、男女とも40歳以上では高く、40～74歳において、男性では2人に1人、女性では5人に1人の割合に達しています。

日進市（以下「本市」という。）においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「法」という。）に基づき、平成20年度から平成24年度までの第1期特定健康診査等実施計画を策定し、平成25年3月には平成29年度までの第2期特定健康診査等実施計画を策定し、特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）を実施してきました。

今般、第3期特定健康診査等実施計画（以下「第3期実施計画」という。）を作成するにあたっては、国の基本方針に沿い、本市の課題解決に向けた計画を作成します。

また、「日進市総合計画」、「いきいき健康プランにしん21」及び「高齢者ゆめプラン」等の関連計画と十分な連携を図ります。

2 計画の期間

第3期実施計画の期間は、平成30年度から平成35年度までとします。これは、医療費適正化計画が6年を一期と見直されたことによるためです。

平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第5次日進市総合計画			第6次日進市総合計画		
第2次いきいき健康プラン			第2次いきいき健康プラン		
第7期につしん高齢者ゆめプラン			第8期につしん高齢者ゆめプラン		
第2期日進市国民健康保険保健事業実施計画			第2期日進市国民健康保険保健事業実施計画		
第3期日進市国民健康保険特定健康診査等実施計画			第3期日進市国民健康保険特定健康診査等実施計画		

第2章 達成しようとする目標

1 目標値

基本指針に掲げられている目標値を平成35年度時点における目標値とし、実施計画終了年度までの目標値を次のとおりとします。

図表1 特定健康診査及び特定保健指導の実施率 (%)

	実績	目標					
	平成 28年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
特定健康診査 の実施率	42.8	45.0	48.0	51.0	54.0	57.0	60.0
特定保健指導 の実施率	8.3	20.0	25.0	30.0	40.0	50.0	60.0

第3章 対象者数

1 特定健康診査

対象者は、受診時に40～74歳の日進市国民健康保険加入者とします。計画期間の各年度の初め（4月1日時点）に予測される加入者数を推計しています。

図表2 特定健康診査の対象者数と実施率の見込み

	実績	目標					
	平成 28年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
対象者数	11,062	10,841	10,733	10,626	10,520	10,415	10,311
実施者数	4,736	4,878	5,152	5,419	5,681	5,937	6,187

※市の人口推計及び平成24年度から平成28年度までの対象者数の伸び率（△1.0%）から推計

2 特定保健指導

対象者は、計画期間の各年度の初め（4月1日時点）に予測される特定健診の想定実施者数等を勘案して算出するものです。

図表3 特定保健指導の対象者と実施者数の見込み

	実績	目標					
	平成 28年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
対象者数	519	585	618	650	681	712	742
実施者数	43	117	155	195	273	356	445

※平成24年度から平成28年度の特定健康診査受診者に対する特定保健指導対象者の割合（12.0%）をもとに平成30年度の対象者を推計。

第4章 実施方法

1 特定健診の実施内容

(1) 実施場所及び実施時期

	実施場所	実施時期
集団方式	日進市保健センター	7月頃、10月頃、翌年2月頃
個別方式	市内の特定健康診査実施医療機関	毎年5月下旬～11月末

※集団方式にあつては、主に休日に実施します。なお、健診需要に応じ、健診回数、健診会場及び実施曜日等は適宜見直します。また、がん検診と併用受診できるよう引き続き利便性の向上に努めます。

(2) 実施項目

省令・告示にて定められている実施項目を実施します。また、本市ではすべての対象者に対して血清クレアチニン検査を追加項目として引き続き実施します。併せて、糖尿病重症化予防事業に向けて腎機能評価値となる eGFR 値を新たに結果通知に記載します。(図表4)

また、対象者のうち医師の判断により受診しなければならない項目（いわゆる詳細な健診の項目）としては、次の図表の項目となります。(図表5)

図表4 基本的な健診の項目

項目	備考				
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む				
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）				
身長、体重及び腹囲の検査	腹囲の測定は、厚生労働大臣が定める基準（BMI が20 未満の者、もしくはBMI が22 kg/m ² 未満で自ら腹囲を測定し、その値を申告した者）に基づき、医師が必要でないと認める時は、省略可 腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可				
BMI の測定	$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$ 乗				
血圧の測定					
肝機能検査	血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT（AST）） 血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT（ALT）） ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）				
血中脂質検査	血清トリグリセライド（中性脂肪）の量 高比重リポ蛋白コレステロール（HDL コレステロール）の量 低比重リポ蛋白コレステロール（LDL コレステロール）の量 中性脂肪が400mg/dl 以上又は食後採血の場合、LDL コレステロールに代えて、Non-HDL コレステロールの測定でも可				
血糖検査	空腹時血糖又はヘモグロビンA1c（HbA1c）、やむを得ない場合は随時血糖				
尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無				
血清クレアチニン検査（eGFR による腎機能の評価を含む）	当該年度の特健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者 <table border="1" data-bbox="523 1514 1305 1659"> <tbody> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期130mmHg 以上又は拡張期85mmHg 以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖値が100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl 以上</td> </tr> </tbody> </table>	血圧	収縮期130mmHg 以上又は拡張期85mmHg 以上	血糖	空腹時血糖値が100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl 以上
血圧	収縮期130mmHg 以上又は拡張期85mmHg 以上				
血糖	空腹時血糖値が100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）5.6%以上又は随時血糖値が100mg/dl 以上				

※血清クレアチニン検査は、「基本的な健診の項目」に独自項目として追加します。

図表5 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）

追加項目	実施できる条件（判断基準）		
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者		
心電図検査（12誘導心電図）	当該年度の特健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg又は問診等で不整脈が疑われる者		
眼底検査	当該年度の特健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者		
	<table border="1" data-bbox="563 797 1342 846"> <tr> <td data-bbox="563 797 679 846">血圧</td> <td data-bbox="679 797 1342 846">収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上</td> </tr> </table>	血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上
	血圧	収縮期140mmHg以上又は拡張期90mmHg以上	
<table border="1" data-bbox="563 846 1342 947"> <tr> <td data-bbox="563 846 679 947">血糖</td> <td data-bbox="679 846 1342 947">空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上</td> </tr> </table>	血糖	空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上	
血糖	空腹時血糖値が126mg/dl以上、HbA1c（NGSP値）6.5%以上又は随時血糖値が126mg/dl以上		
ただし、当該年度の特健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。			

（3）自己負担額

特定健康診査に係る自己負担額（一部負担金）については、無料とします。

（4）外部委託の方法

受診者の利便性を図るとともに健診の質を確保するため、厚生労働省が告示（第百四十二号）して定める基準を満たす医療機関等に、委託して実施します。

ア 集団方式

日進市契約規則に基づき入札により委託業者を決定し、日進市保健センターにおいて実施します。また、特定健康診査及び特定保健指導を同一業者が実施することで、受診者の健康状態を早期から把握でき、適切な指導へと繋がるようにします。

イ 個別方式

対象者の居住地に近い場所や随時受診可能な場所を確保するため、一般社団法人東名古屋医師会を代表として集合契約を締結し、特定健康診査等を実施できる市内医療機関において実施します。

（5）周知や案内方法

特定健康診査等の受診率向上のため、対象者には受診券を発送します。その際に、

啓発チラシや特定健康診査の趣旨及び実施方法等を記載した資料を同封します。

また、市ホームページ及び市内公共施設、医療機関等に啓発ポスターを掲示するなど啓発に努めます。

(6) 受診券の発送

受診券は毎年5月下旬に送付し、原則、6月から医療機関で健診の受診ができるよう、対象者に郵送します。

(7) 健診結果の返却方法

健診結果について、基準範囲外の値を示している項目、基準範囲外の値の程度、検査項目が示す意義等について、分かりやすく受診者に知らせるよう努めます。また、健診結果は、特定健診を受診した医療機関（かかりつけ医）から受け取り、受診者の健康状態に適した生活習慣改善に対する助言や、特定保健指導の利用勧奨等を、すみやかに実施できるようにします。

(8) 未受診者への勧奨

特定健診の受診率の向上を目指し、健診受診率の低い40、50歳代の方や複数年健診を受診していない方を対象に、はがき等による特定健診への受診勧奨を行います。

2 特定保健指導の実施内容

(1) 実施場所及び実施時期

	実施場所	実施時期（初回面談開始日）
集団方式	図書館等	9月頃、11月頃、翌年3月頃
個別方式	①市指定実施医療機関 ②委託業者	毎年5月下旬～翌年3月末

(2) 対象者の選定と支援レベル

特定保健指導の内容は、省令・告示にて定めており、これに沿って実施していきます。

また、特定保健指導に該当する者は、特定健康診査の結果、腹囲の他、血糖、血圧、脂質が所定の値を上回る者のうち、糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く者とします。

追加リスクの多少と喫煙歴の有無により、動機付け支援の対象者となるのか、積極的支援の対象者となるのかが異なります。（図表6）

図表6 特定保健指導の対象者（階層化）

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
$\geq 85\text{cm}$ (男性) $\geq 90\text{cm}$ (女性)	2 つ以上該当	/	積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり		
		なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3 つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当	あり		
		なし		
	1 つ該当	/		

※喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。

(3) 特定保健指導の支援方法

ア 動機付け支援

(ア) 目的（めざすところ）

対象者への個別支援又はグループ支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、特定保健指導終了後、対象者がすぐに実践（行動）に移り、その生活が継続できることをめざします。

(イ) 対象者

健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された人で、生活習慣を変えるにあたって、意思決定の支援が必要な人を対象とします。

(ウ) 支援期間・頻度

面接による支援は、原則1回です。国の基準は平成30年度実施分以降から、初回面接から実績評価を行う期間の最低基準は3ヶ月経過後となりましたが、本市においては、これまでどおり6ヶ月経過後に評価することも可能とします。

(エ) 実施方法

指導者と対象者が双方で実施状況を確認できるプログラムを導入します。

イ 積極的支援

(ア) 目的（めざすところ）

定期的・継続的な支援により、対象者が自らの生活習慣を振り返り、行動目標を設定したうえで、目標達成に向けた実践（行動）に取り組み、支援プログラム終了後には、その生活が継続できることをめざします。

(イ) 対象者

健診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された人で、そのために

専門職による継続的できめ細やかな支援が必要な人。

(ウ) 支援期間・頻度

初回時に面接による支援を行い、その後、3カ月以上の継続的な支援を行います。動機付け支援と同様に実績評価を行う期間の最低基準は、3ヶ月経過後となりましたが、本市においては、これまでどおり6ヶ月経過後に評価することも可能です。

(エ) 実施方法

指導者と対象者が双方で実施状況を確認できるプログラムを導入します。

(4) 自己負担額

特定保健指導に係る自己負担額（一部負担金）については、無料とします。

(5) 外部委託の方法

受診者の利便性を図るとともに健診の質を確保するため、厚生労働省が告示（第百四十二号）して定める基準を満たす医療機関等に、委託して実施します。

ア 集団方式

日進市契約規則に基づき入札により決定した特定健診委託業者により実施します。

特定健康診査の結果説明会当日までに利用勧奨を行い、初回面接は、集団面接により保健指導を実施します。

イ 個別方式

対象者の居住地に近い場所や随時受診可能な場所を確保するため、一般社団法人東名古屋医師会を代表として集合契約を締結し、特定保健指導を実施できる市内医療機関において実施します。

市内医療機関において結果説明を行う際に、対象者に保健指導の利用勧奨を実施します。

(6) 利用勧奨方法

電話、手紙又は個別訪問による利用勧奨を実施し、保健指導の利用率向上に努めます。

(7) 参加しやすい環境づくり

曜日、時間帯、実施場所について、利用者の利便性の向上を図ります。また、参加者が興味を持てるような“自分の健康状態を知る”ためのイベントを企画し、たとえば健康機器を利用するなど、参加の動機付けを図ります。

(8) 不参加等への対応

ア 不参加の場合

実施予定日に利用がなく、代替日も欠席する状態の者については、未利用者リス

トを用いて対象者を把握し、参加勧奨を行います。

イ 途中で脱落した場合

初回面談に参加したものの、継続支援中に利用を中断している者にあつては、最終利用日から未利用のまま1ヶ月が経過した時点で、保健指導実施機関が利用勧奨を行います。また、最終利用日から未利用のまま2か月を経過した人については、中断者リストを作成し参加意欲を確認します。

ウ 行動変容レベルの向上

「無関心期」の者や脱落者が行動変容レベルを向上できるよう、健康情報の発信や健康講演会を開催するなど、ポピュレーションアプローチを行います。

(9) 特定保健指導体制の拡充

市内指定医療機関での実施の他に、市の保健師、管理栄養士等従事者の保健指導スキルの資質向上を図ります。併せて、利用者の利便性に配慮した保健指導（土日祝日・夜間に行うなど）の実施や利用を促進するために、保健指導機関への委託を併用し、保健指導実施体制を拡充し利便性の向上に努めます。

3 事業者健診等の健診受診者のデータ収集方法等

国民健康保険の被保険者が、事業所が実施する労働安全衛生法に基づく事業主健診や人間ドック等を受診した場合は、その健康診査データを当該被保険者又は事業所から本市に提出していただけるよう努めます。

4 年間スケジュール等

特定健康診査・特定保健指導の実施については、次のとおりです。

図表7 年間スケジュール

年度	健診実施年度			次年度	
	5月	6～11月	12～3月	4～6月	7～9月
実施時期	5月	6～11月	12～3月	4～6月	7～9月
受診券発送	◎				
集団健診		○(7月) ○(10月)	○(2月)		
個別健診		➡			
初回面接		➡			
保健指導		➡			

第5章 個人情報の保護

1 個人情報保護対策

特定健康診査・特定保健指導の実施にあたり、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法および同法に基づく「日進市個人情報保護条例」や「日進市個人情報保護条例施行規則」を遵守し、適切に対応を行います。また、「日進市情報セキュリティポリシー」のほか、国民健康保険法や地方公務員法などの守秘義務規定についても再度関係職員への周知徹底を図り、個人情報の漏洩に細心の注意を払うべく対策を講じます。

外部に委託する場合には、委託先における個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況の管理に努めます。具体的には、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」の「別紙：個人情報取扱注意事項」を参考に、個人情報保護に関する実施手順を契約書に定めることとするとともに、定期的な評価のタイミングで適切に遵守されているか確認を行います。

2 データの保管と管理体制

特定健康診査及び特定保健指導の結果の保存期間は、記録の作成の日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とします。本市の特定健康診査及び特定保健指導の結果は、愛知県国民健康保険団体連合会のデータ管理システムを用いて管理していることから、その保管は連合会にて共同方式で行われます。

第6章 公表・周知

主に国保被保険者に対して医療保険者としての計画期間中の取組方針を示し、その趣旨を理解の上で、積極的な参加を得る必要があることから、法第19条第3項の規定に基づき第3期実施計画を公開します。

1 公表方法

市ホームページに全文を公表します。

第7章 評価・見直し

1 評価方法

毎年度の進捗状況を点検して必要な対策及び見直し等を PDCA サイクルに基づき経年変化の推移等について、定期的に評価します。

2 評価指標

(1) 特定健診・特定保健指導の実施率

実施に関する目標の達成状況の把握については、簡素で正確な評価が行えるよう国への実施報告値を活用していきます。

(2) 特定保健指導対象者の減少率

成果に関する達成状況の把握については、特定保健指導の対象者を計画最終年度（平成 35 年度）までに、平成 20 年度（830 人）と比較して 25%以上減少させるように取組ます。

3 評価・見直し

特定健康診査・特定保健指導について年1回評価を行います。評価及び修正案等については、日進市国民健康保険運営協議会に報告します。

また、目標達成に向けて、特定健康診査の実施状況、がん検診等他の健診（検診）との受診方法のあり方、保健指導の実施体制について、必要に応じて見直しをしていきます。

4 評価時期

国への実施報告値を評価に活用することから、実施報告値が確定した後、速やかに評価を実施します。

第8章 その他

1 関係各課との連携

国保担当者は、本計画が実態に即した計画となるよう事業運営に係るすべての関係各課と連携し、円滑に事業が推進されるよう、協議するものとする。

2 事業主からの健診データの受領方法

国民健康保険被保険者が事業主健診を受診した場合、直接受診者から書面により健診結果を提出してもらうよう、あらかじめ健診の案内リーフレットに盛り込むなどの周知を行います。また、従業員の健診受診や市へのデータ提供について事業主の理解と協力を求めています。